六　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．6．に係る審査	二十一万八千円
七　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．7．に係る審査	二十五万円
八　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．8．に係る審査	二十五万円
九　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．9．に係る審査	二十五万円
十　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．10．に係る審査	二十五万円
十一　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．11．に係る審査	十万九千円
十二　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．12．に係る審査	十万九千円
十三　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．1．に係る審査	二十一万八千円
十四　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．2．に係る審査	二十一万八千円
十五　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．3．に係る審査	二十八万千円
十六　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．4．に係る審査	二十一万八千円
十七　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．5．に係る審査	二十一万八千円
十八　協定規則第百五十六号の規則7．1．3．に係る審査	二十八万千円
十九　協定規則第百五十六号の規則7．1．4．に係る審査	二十八万千円

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　（略） 二　別表第一第二号から第百七十六号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額 イ・ロ　（略）	（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　（略） 二　別表第一第二号から第百七十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額 イ・ロ　（略）